

掛川市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び掛川市財政事情の公表に関する条例（平成17年掛川市条例第41号）の規定に基づき、本市の財政事情を別紙のように公表する。

令和7年12月1日

掛川市長 久保田 崇